

第9回西脇市自治基本条例検討委員会次第

○

平成24年4月23日(月) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター
2階 会議室2

1 開 会

2 市民憲章朗唱

3 ふるさと創造部長あいさつ

4 協議等

(1) 条例原案の修正について

(2) その他

5 その他

今後の予定

○第10回西脇市自治基本条例検討委員会

平成24年5月 日 () 19:00～

○各地区区長会との意見交換会

西脇地区 平成24年 月 日 ()

津万地区 平成24年5月19日(土) 19:00～

大野隣保館

日野地区 平成24年 月 日 ()

重春地区 平成24年 月 日 ()

野村地区 平成24年 月 日 ()

比延地区 平成24年 月 日 ()

芳田地区 平成24年4月20日(金) 14:00～

芳田の里ふれあい館

黒田庄地区 平成24年5月17日(木) 19:30～

黒っこプラザ

○まちかどミーティング

平成24年5月下旬から

6 閉 会



西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- 明朗で誠実な人になりましょう
- 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

第9回西脇市自治基本条例検討委員会資料（修正版）

前文

わたしたちのまち西脇市は、日本標準時の東経 135° と北緯 35° が交差する日本の中心に位置し、加古川、杉原川、野間川が流れる自然豊かなまちです。「播磨国風土記」にも記されたように、古代から人々が連綿と生活を営み、播州織、播州釣針、黒田庄和牛といった特色ある産業が育まれてきました。

しかしながら、今日の急激な少子高齢化や産業構造の転換などの影響を受けて、西脇市においても人口減少や近隣関係の希薄化、地域経済の停滞といった問題が起こりつつあります。これらの課題に取り組むにあたり、地域社会や地方自治体のあり方を再考する必要があります。

わたしたちは、日本国憲法に掲げられた基本的人権が尊重され、人と人、地域と地域が交流し支え合うまちを、自らの手づくりあげ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、わたしたち一人ひとりが、より一層郷土を愛する心を培い、市民が自治の主体であるという自覚を持ち、身近なところから市政及び地域社会の運営に参画すること、そしてさまざまな主体が協働することが、何よりも必要となります。

わたしたちは、今ここに、自治の基本理念を共有し、学び、育ち合いながら、地域の個性や自主性を尊重したまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

《修正案》

わたしたちのまち西脇市は、加古川、杉原川、野間川の水の恵みに育まれた自然豊かなまちです。「播磨国風土記」にも記されたように、古代から人々が連綿と生活を営み、たゆまぬ努力によってこの地を守り、独自の文化と播州織、播州釣針、黒田庄和牛といった特色ある産業を育て、今日の繁栄の礎を築いてきました。

西脇市は、日本標準時の東経 135度と北緯 35度が交差する日本列島の中心に位置する地理的な特徴を生かし、『日本のへそ』を標榜した個性あるまちづくりを進めてきました。

21世紀を迎え、急激な少子高齢化や人口減少の進行、情報化社会の急速な進展、経済のグローバル化など、社会構造の大きな変化の中、本格的な地方分権時代を迎えるに至り、自己決定、自己責任の下に多様化する地域の課題を解決していくために、改めて自治のあり方を見つめ直す時が来しました。

「もの」から「こころ」への変化とともに、わたしたちは人と人との関わりの中で暮らしていくことの大切さや、地域の中での自らの役

割に意義を見いだし、日本国憲法に謳われている基本的人権が尊重され、人と人、地域と地域が交流し支え合うまちを自らの手でつくりあげ、先人たちが守り育ててきたかけがえのないこのまちを次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、一人ひとりが、より一層郷土を愛する心を培い、自治の主体が市民であるという自覚を持ち、身近なところから市政及び地域社会の運営に参画するとともに、さまざまな主体が協働する自治を創造することが何よりも必要となります。

わたしたちは、今ここに、自治の基本理念を共有し、学び、育ち合いながら、地域の個性や自主性を尊重したまちづくりに取り組むことを決意して、本市の自治の基本規範となるこの条例を制定します。

《再修正案》

わたしたちのまち西脇市は、加古川、杉原川、野間川の水の恵みに育まれた自然豊かなまちで、「播磨国風土記」にも記されたように、古代から人々が連綿と生活を営んできました。先人たちがたゆまぬ努力でこの地を守り、独自の文化の上に播州織、播州釣針、黒田庄和牛といった特色ある産業を育て、今日の礎を築いてきました。また、日本標準時の東経 135度と北緯35度が交差する地理的な特徴を生かし、『日本のへそ』を掲げた個性あるまちづくりに努めています。

21世紀を迎え、急激に社会や経済環境が変化しています。多様化する地域の課題を解決するため、地方分権に基づき、改めて西脇市の自治のあり方を見つめ直す時が来しました。

わたしたちは、日本国憲法に掲げられた基本的人権を大切にしながら、人と人との絆を深め、地域と地域が交流し、皆が支えあうまちを、自らの手でつくりあげ、次の時代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、一人ひとりが、より一層郷土を愛する心を培い、自治の主体は市民であるという自覚を持ち、身近なところから地域社会及び市政の運営に参画すること、そしてさまざまな主体の協働による自治を創造することが必要です。

わたしたちは、今ここに、自治の基本理念を共有し、学び、育ち合いながら、地域の個性や自主性を尊重したまちづくりに取り組むことを決意して、本市の自治の最高規範となるこの条例を制定します。

【解説案】

自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自治の基本理念や市民、議会、市長等の自治の主体となる三者の役割や責務等、さらに市政運営の基本原則等を定めた本市における自治の最高規範（最も基本となるルール）と位置付けられるものです。

前文は、このような条例制定の理念や、本市の目指す自治のあり方を明らかにするとともに、本条例を制定した背景と趣旨を伝えるものです。

第1段落では本市の地理的状況や歴史、特徴的な産業について、第2段落では、今日の社会的背景を示し、これからの地域や地方自治のあり方についての問題提起を、第3段落と第4段落では、本市の目指す地域や市政運営のあり方について、第5段落では、この条例を制定し、まちづくりに取り組んでいくための決意を宣言として記述しています。

(参画の推進)

第13条 執行機関は、政策の立案、実施、評価及び改善過程への市民参画を保障するため、次に掲げる事項のうち市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

- (1) 計画の策定、変更又は廃止
- (2) 条例の制定、改正又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

2 執行機関は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等多様な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適切な周知期間を設けなければなりません。

3 市民は、前2項に規定する意見を提出するとき、市民間で討議を行うよう努めるものとします。

4 執行機関は、前項の目的を達成するため、情報提供、意見交換の機会の提供等の支援を行わなければなりません。

《条例修正案》

(参画の推進)

第13条 市は、政策の立案、実施、評価及び見直し過程への市民参画を保障するため、次に掲げる事項については、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。ただし、緊急を要する場合等は、この限りではありません。

- (1) 市の重要な基本計画、方針等の策定、変更又は廃止
- (2) 市の基本的な制度を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止
- (3) 市民生活に重大な影響を及ぼすと市が認める施策の実施、変更又は廃止

- 2 市は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等のうち適切な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な周知期間を設けなければなりません。
- 3 市民は、市に意見を提出するときには、市民間で討議を行うよう努めるものとします。
- 4 市は、前項に規定する討議を促進するため、情報提供、意見交換の機会の提供等を行うよう努めるものとします。

《再修正案》

(参画の推進)

- 第13条 市は、政策の立案、実施、評価及び見直し過程への市民参画を保障するため、次に掲げる事項については、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。ただし、緊急を要する場合等は、この限りではありません。
- (1) 市の重要な基本計画、方針等の策定、変更又は廃止
 - (2) 市の基本的な制度を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止
 - (3) 市民生活に重大な影響を及ぼすと市が認める施策の実施、変更又は廃止
- 2 市は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適切な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な周知期間を設けなければなりません。
- 3 市民は、市に意見を提出するときには、市民間で討議を行うよう努めるものとします。
- 4 市は、前項に規定する討議を促進するため、情報提供、意見交換の機会の提供等を行うよう努めるものとします。

【逐条解説案】

第13条は、市民参画を推進するための制度について定めています。

第1項では、政策の各過程への市民参画を保障するため、できる限り市民に情報を提供し、意見を求めなければならないものを第1号から第3号まで定めています。ただし、市政運営に関する全てについて市民参画を行うことは市政運営における効率性と迅速性を損なうこととなることから、「ただし、」以降で緊急を要する場合等は例外であることを定めています。

「緊急を要する場合等」とは、災害などの不測の事態が生じた

場合には、時間的な制約もあり、その意思決定に緊急性・迅速性が求められます。このように、市民の意見を聴くことにより対応が間に合わなくなる場合やその他の法令等により一定の基準が設けられているものなどが該当します。

市民に情報を提供し、意見を求めなければならないものとして、第1号に定める「市の重要な基本計画、方針等」とは、市政全般や環境、福祉、教育などの各行政分野における基本的な計画を指しています。

第2号に定める「市の基本的な制度を定める条例」とは、市政全般に係る基本理念や基本方針、個別政策分野に係る基本理念・基本的な制度を定める条例を指しています。また、「市民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例」とは、広く一般市民の生活、事業、活動等に大きな影響を及ぼし、違反者に対する罰則規定がある条例を指しています。ただし、税や使用料など金銭の徴収に関するものを除くこととしています。

第3号に定める「市民生活に重大な影響を及ぼすと市が認める施策」とは、第1号及び第2号に定める計画や条例等には該当しないが、その内容がこれらに類似し、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると市が認めるものを指します。

第2項では、市民に意見を求める際の具体的な手法について定めています。それぞれの事案に応じパブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適切な方法を選択して行うことを定めています。

また、市民に意見を求める際には、十分な情報の提供を行うとともに、適当な周知期間を設け、市民が意見を提案する機会を確保しなければならないことを定めています。「適当な周知期間」とは、1か月程度を目安として設けることとしています。

第3項では、市民が市に意見を提出する際は、それぞれの立場や状況によって様々な考え方や意見があることから、個人的な判断だけでなく、市民同士で討議や意見交換を行い、その討議等を踏まえて意見を出すことを求めています。

第4項では、第3項に定める討議を促進するためには、計画や条例、施策について市民に理解を得ることが必要であることから、それらについて学習するために必要な情報提供や、意見交換を行う場の提供等の支援を行うことを定めています。

第6章 市民自治組織等

第6章は、住民自治を推進するための基本となる市民自治組織及び市民公益活動について定めています。

(市民自治協議会)

第17条 市民は、地域の特性を生かした地域自治を推進するため、市民自治協議会（共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住するすべての個人及び所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために活動する組織をいいます。）を設置することができます。

2 市民自治協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域自治の推進に取り組むものとします。

3 市は、市民主体の自治を推進するため、第1項に規定する市民自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

《条例修正案》

(市民自治協議会)

第17条 一定のまとまりのある地域内に居住する市民は、市の認証を経て、その地域内において、居住するすべての個人及び所在する法人その他の団体で構成される一つの自治組織（以下「市民自治協議会」といいます。）を設立することができます。

2 市民自治協議会は、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。

3 市民自治協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ主体的に地域自治の推進に取り組むものとします。

4 市は、市民主体の自治を推進するため、市民自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

5 市民自治協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。

《再修正案》

(地域自治協議会)

第17条 市民は、一定のまとまりのある地域内において、個人及び所在する法人その他の団体で構成される一つの地域自治組織（以下「地域自治協議会」）を設立することができます。

2 地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。

3 地域自治協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ主体的に地域自治の推進取り組むものとします。

4 市は、市民主体の地域自治を推進するため、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

5 地域自治協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。

【逐条解説案】

第17条では、地域自治協議会について定めています。

少子高齢化が進む中で、安全・安心な豊かで住みよい地域社会をつくっていくためには、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域の特性を生かした地域づくりに取り組むという補完性の原則に則った地域づくりを進めていく必要があります。

また、地域の人々が、将来どのような暮らし方をしたいか、そのためにはどのようなまちをつくっていききたいかという地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組んでいくためにも、地域の区長会や地域内の各種団体・グループなどが連携して活動する地域自治協議会を形成し、お互いに補完できる体制をつくっていくことが必要です。

第1項では、市民は、一定のまとまりのある地域内において「地域自治協議会」を設立することができることを定めています。「一定のまとまりのある地域内」とは、これまで地区まちづくり活動に取り組んできた、西脇・津万・日野・重春・野村・比延・芳田・黒田庄の8地区を基本としていますが、地域の实情によって、複数地区の統合や地区の分割も考えられます。

また、地域自治協議会とは、区長会を中心に、まちづくり協議会や各種団体、地域内の個人や法人を構成員とし、地域代表制を確保するとともに、民主的な運営により地区の活性化や様々な地区課題の解決に向け、協力・連携して取り組む組織を想定しています。

また、地域自治協議会は、この条例で位置付けることにより、公共的団体となります。そのため地域自治協議会が実施・提供するサービスは、全構成員に行きわたるべきものであり、提供に当たって差別的な取扱はできませんし、組織運営及び活動は、構成員誰もが参加できなければなりません。しかし、一方で、全ての構成員が地域自治協議会が実施する活動に参加を強制されるわけではなく、参加の自由は完全に保障されなければなりません。

また、一つの地域に一つの地域自治協議会のみを設置できるとしているのは、市民自治協議会は公共的地域自治団体であることから、一つの地域に独自の主張を持つ2以上の公共的住民自治団体が存在することは望ましくないためです。地域の多様な主体あるいは個人は、地域自治協議会に参画し、その中で民主的な議論を通して住民の総意をかたち作っていくことが求められます。

第2項では、地域自治協議会は、民主的で透明性のある運営を行うという運営の基本的な方法と、地域の課題を解決するために活動するという目的を定めています。

第3項では、地域自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に地域自治を推進し、心豊かな地域社会の実現に取り組むという、

地域自治協議会の活動目的を示しています。

第4項では、市は、市民主体の自治を推進するため、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に必要な支援を行うことを定めています。様々な支援とは、補助金の交付などの活動資金に関するものや団体運営のマネジメントに関する研修会の開催、先進事例などに関する情報の提供など、協働の原則に基づく支援になります。

第5項では、組織の要件や設立手続などについては、別途詳細に定めることとしています。

第8章 市政運営

第8章では、市政運営の基本となる総合計画、行政組織、財政運営等のあり方について定めるとともに、開かれた行政を行うために必要となる具体的な取組について定めています。

(総合計画)

第27条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画及び事業の進め方を明らかにする行動計画により構成される総合計画を策定しなければなりません。

2 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するものを除き、総合計画に基づかなければなりません。

3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとし、基本構想については、議会の議決を経なければなりません。

4 市は、総合計画について、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければなりません。

5 市は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければなりません。

6 市長は、前項に規定する進行管理を行うに当たって、検討委員会を設置することができます。

《条例修正案》

(総合計画)

第27条 市は、この条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、市の最上位計画として、基本構想、基本計画及び行動計画により構成される総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政を運営するものとし、

2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見の適切な反映に努めるため、広く市民の参画を得るものとし、基本構想については、別に条例で定めるところにより、議会の議決を経るものとし、

3 市は、個別政策分野に係る計画を策定するときは、総合計画との

整合を図るものとし、

- 4 市は、総合計画について市民への周知を図り、その進行管理を適正に行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを図らなければなりません。

《再修正案》

(総合計画)

- 第27条 市は、この条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、市の最上位計画として、基本構想、基本計画及び行動計画により構成される総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政を運営するものとし、
- 2 市は、総合計画の策定、見直し及び進行評価に当たっては、市民の意見の適切な反映に努めるため、広く市民の参画を得るものとし、基本構想については、別に条例で定めるところにより、議会の議決を経るものとし、
- 3 市は、個別政策分野に係る計画を策定するときは、総合計画との整合を図るものとし、
- 4 市は、総合計画について市民への周知を図り、その進行管理を適正に行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを図らなければなりません。

【逐条解説案】

第27条は総合計画について定めています。

第1項では、市は、本条例第3条の基本理念及び第4条から第7条の基本原則に基づいて、総合計画が本市における政策の最上位計画であることを踏まえ、市の将来像を定める基本構想、これを実現するための方策を定める基本計画、そして具体的事業を体系化した行動計画の3層構造により構成される総合計画を策定し、その計画に基づいて総合的かつ計画的な市政を運営することを定めています。

総合計画のうち、基本構想については、これまで地方自治法においてその策定が義務付けられていましたが、平成23年5月2日公布、平成23年8月1日施行の改正地方自治法によりその義務付けが撤廃されました。

しかし、効果的な市政運営を行っていくためには、総合計画は必要不可欠であるためこの条例においてその策定義務を定めています。

第2項では、総合計画の策定、見直し及び進行評価に当たっては市民の参画を得て、広く市民の意見を反映するとともに、基本構想については議会の議決を経なければならないこととしています。議会での議決に当たっては、地方自治法第96条第2項に基づく議決事項を定める条例によることとしています。

第3項では、第1項に定める最上位計画であることに基づき、個別政策分野に係る計画を策定する際には、総合計画との整合を図らなければならないとしています。

第4項では、総合計画の推進及び見直しについて定めています。総合計画についてその内容を市民へ分かりやすく周知することと併せて、適正な進行管理を行い、社会情勢の変化などに応じて計画の見直しを行うことを定めています。

総合計画は、長期間にわたる計画ですから、硬直的に運用するのではなく、社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

(応答責任)

第29条 市は、市民からの意見・要望・提案等に対し、迅速かつ誠実に対応しなければなりません。

《条例修正案》

(応答責任)

第29条 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、迅速かつ誠実に対応するものとします。

《再修正案》

(応答責任)

第29条 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、迅速かつ適切に対応するものとします。

【逐条解説案】

第29条は、市民からの意見、要望、提案等に対する、議会と市長等の応答責任について定めています。

市政を運営する上で、市民から市に対して様々な意見、要望、提案、苦情などが寄せられます。これらは、市の施策や事業をより良いものに改善するための貴重な声として受け止める必要があります。また、一方でこのような意見などは市の施策や事業によって市民が被った不利益の現れである場合もあります。このため、意見などの内容と事実関係を速やかに調査し、迅速かつ適切に対応することは市民との信頼関係を構築する上で非常に重要なものです。

ここでいう「迅速」とは、できる限り早く対応することであり、案件によっては完了するまでに時間を要することもあります。

また、市民から民間の創造的なアイデアが盛り込まれた政策提案がされることも想定されるため、そのような提案などを市政に反映させることも必要となります。

(人事政策)

第31条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければなりません。

- 2 市は、職員の資質及び能力の向上のための研修システムを充実し、自己研さんのための多様な機会の保障に努めることにより、多様化する市民の行政需要に対応できる職員の人材育成を図らなければなりません。

《条例修正案》

(人事政策)

第31条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければなりません。

- 2 市は、職員の能力の向上のための研修推進体制を充実し、自己研さんのための機会の保障に努めるとともに、人事考課制度を有効に活用することにより、多様化する市民ニーズに対応できる職員の人材育成を図らなければなりません。

《再修正案》

(人事政策)

第31条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければなりません。

- 2 市は、職員の能力の向上のための研修推進体制を充実し、自己研さんのための機会の保障に努めるとともに、人事考課制度を有効に活用することにより、多様化する公共的課題に対応できる職員の人材育成を図らなければなりません。

【逐条解説案】

第31条は、職員の任用（職員の採用、昇任、降任又は転任）、配置、人材育成及び人事考課について定めています。

第1項では、第30条に定める内容を達成するために、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用と適所適材の配置に努めなければならないことを定めています。

第2項では、職員の能力を向上するための研修推進体制を充実することにより、自己研さんの機会の保障に努めること並びに人事考課制度の構築による制度の有効的な活用によって、多様化する公共的課題に対応できる職員を育成しなければならないことを定めています。

【参考】地方公務員法

(任用の根本基準)

第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

(研修)

第39条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。

3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

4 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。

(勤務成績の評定)

第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告することができる。

(政策法務)

第32条 市は、自主的かつ自律的な市政運営を行なうため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければなりません。

【条例修正案】

(政策法務)

第32条 市は、自主的かつ自律的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を適切に行使するとともに、法令等の適切かつ自主的な解釈及び運用に努めなければなりません。

《再修正案》

(政策法務)

第32条 市は、自主的かつ自律的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を行使するとともに、法令等の適切かつ自主的な解釈及び運用に努めなければなりません。

【逐条解説案】

第32条は、自主自律の市政運営の確立に向けて、政策法務に積極的に取り組むことを明らかにするために定めたものです。

「政策法務」とは、法令等（法律や条例など）を課題解決や政策実現のための手段としてとらえ、そのためにどのような立法・運用・訟務が求められるかを検討・評価し、実行することです。

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の関係が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に見直されたことに伴って、地方自治法も改正され各自治体が地域の行政ニ

ズに即した行政運営を進めていくために、関係法体系の中で自主的に法令を解釈することが認められるとともに、条例制定権が拡大されました。（地方自治法第2条第12項）これを踏まえ、市はこうした権限を十分に活用しながら、条例、規則等の制定又は改廃、法令の解釈に努めること、すなわち政策法務を積極的に行うことを定めています。

【参考】地方自治法
第2条

12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するようにならなければならない。

（他の自治体等との関係）

第42条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体等と積極的に協力連携するものとします。

《条例修正案》

（他の自治体等との連携）

第42条 市は、共通する地域課題の解決及び効率的、効果的な行政運営を行うため、他の自治体等と積極的に連携するものとします。

【逐条解説案】

第42条は、自治体間の連携について定めています。

消防や介護認定審査会事業など地域間で共通する課題については、広域的な事務組合などで対応することが必要です。また、効率的・効果的な行政運営を行うためには定住自立圏構想のように近隣自治体で連携する必要があります。

一方で、大規模な災害時等の対応には、近隣自治体だけでは対応できない事態が想定されることから、遠距離の自治体とも相互支援協定を結ぶなど、積極的に連携・協力する必要があることを定めています。

（国際交流）

第43条 市民及び市は、平和と人権を重んじる国際社会の一員としての自覚を持ち、環境や経済、文化、教育など各分野において、海外の自治体や市民団体等との交流や連携を進めます。

《条例修正案》

(都市交流及び国際交流)

第43条 市民及び市は、国内外の自治体、市民団体等との交流、連携を進めるものとします。

《再修正案》

(国際及び国内交流)

第43条 市民及び市は、平和と人権を重んじる国際社会の一員としての自覚を持ち、環境や経済、文化、教育など各分野において、国内及び海外の自治体や市民団体等との交流及び連携を進めるものとします。

【逐条解説案】

第43条は、国内及び国外の自治体や市民団体などとの交流や連携について定めています。

前条では、地域課題の解決等に向けた他の自治体との連携について定めましたが、本条では、国内外の都市と友好都市や姉妹都市の提携を結び、文化、教育、スポーツなど様々な分野で交流・連携を進めることを定めています。このような交流により異文化の理解、豊かな人づくり、地域の活性化につなげていくことが必要です。

本市では、国内では北海道富良野市と友好都市提携を、海外ではアメリカワシントン州レントン市と姉妹都市提携を結び交流を行っています。

第10章 条例の位置付けと見直し

第10章では、本条例の位置付けと条例の見直しについて定めています。

(最高規範性)

第44条 この条例は、西脇市における自治についての最高規範であり、市民及び市は、この条例を遵守しなければなりません。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

《条例修正案》

(条例の位置付け)

第44条 この条例は、本市における自治についての基本規範であり、市民及び市は、この条例を遵守しなければなりません。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令等の解

積及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければなりません。

【逐条解説案】

第44条は、この条例の位置付けについて定めています。

この条例は、日本国憲法第8章並びに地方自治法に謳われている自治の基本的な仕組みを簡潔に分かりやすく定めるとともに、自治権の範囲内で本市の自治運営に関する独自のルールを定めるものです。

第1項では、この条例が本市における自治の基本規範（基本を定めるルール）であることを明らかにするとともに、自治の主体である市民、議会及び行政の三者は、この条例を遵守しなければならないことを定めています。

なお、法形式的には、この条例と他の条例との間に効力の優劣を付けることはできませんが、この条例の規定内容から、この条例は、本市の条例体系の頂点に位置付けられるものです。

第2項では、この条例が、その制定目的と規定内容によって、実質的に他の条例を規律する上位条例と捉え、本市における他の条例、規則等の制定又は改廃を行う場合や法令等の解釈、運用をする際には、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければならないことを定めています。

市民自治組織参考条文（第9回検討委員会追加資料）

○ 丹波市

（住民自治組織）

第12条 市民は、地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、概ね小学校区を単位とする地域内において、多様な主体で構成される住民自治組織（以下「自治協議会」といいます。）を設置することができます。

2 一つの地域では一つの自治協議会のみを設置することができます。

3 自治協議会は、当該地域のすべての住民及び自治会その他の団体を構成員とします。

4 自治協議会は、透明で民主的な運営を行わなければなりません。また、そのための規約及び組織を構成しなければなりません。

5 自治協議会は、自らが取り組む活動方針、内容等を定めた地域づくり計画の策定に努めるものとします。

6 自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組むものとします。

7 市民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的に自治協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるものとします。

8 自治協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

○ 名張市

（地域づくり）

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、地域づくりの組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

○ 朝来市

(地域自治協議会の設立)

第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。

(2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

○ 生駒市

(市民自治協議会等)

第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。

2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。

3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

6 前各項に関することは、別に定める。